

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第一部 労働者状態

I 労働経済の動向

3 就業構造の変貌とパートタイム労働

2 パートタイム労働者の雇用構造

パートタイム労働者が増加する傾向は、日本だけでなく、欧米各国において確認された。第一次オイルショック後の各国の経済的・社会的な変動において、女子労働者をパートタイムという雇用形態で就業させる共通の要因が強まったということが考えられるが、同時に各国独自の要因も存在しよう。ここでは、日本のパートタイム労働者の雇用構造についてもう少し詳しくわしくみてみよう。

パートタイム労働者の産業別構成

労働省「雇用動向調査」によってパートタイム労働者の産業別構成をみると(第25表)、八三年には、卸売小売業がもっとも多く四三・三%を占め、つぎに多いのが製造業の三八・二%であり、やや比率が低くなるが、サービス業が一五・二%でこれにつづいている。この三つの業種にパートタイム雇用が集中している。七五年以降の推移をみると、製造業で八〇年に構成比が落ち込んでいる。これは、第二次オイル・ショックの影響が跡を引いているためであろう。製造業の落ち込みのため、卸小売業の比率が八〇年には高くなっている。それ以降では、製造業の構成比は四割に回復している。このパートタイム労働者が全労働者に占める比率をみると、八三年に、卸小売業では一二・三%、製造業では七・二%、サービス業では五・六%となり、この三業種ではいずれも七五年より比率が上昇しており、すでにみたように、この三業種の雇用者数は多少の変動はあものの増加してきていることから、そのパートタイム雇用は大きな伸びを示しているといえよう。

パートタイム労働者の企業規模別構成

つぎに、パートタイム労働者の企業規模別構成をみると(第26表)、八三年に、五～二九人規模の企業で三二・七%、三〇～九九人規模の企業で二一・八%、一〇〇～二九九人規模の企業で一五・五%、三〇〇～九九九人規模の企業で一〇・二%、一〇〇〇人以上の規模の企業で一八・〇%となり、一〇〇人未満の規模の企業に五割以上が集中している。この企業規模別構成の七五年以降の推移をみると、一〇〇〇人以上の規模の企業で構成比の一貫した上昇傾向がみられる。

パートタイム労働者が全労働者に占める比率を企業規模別にみると、八三年に、五～二九人規模の企業の九・七%から一〇〇〇人以上の規模の企業の四・八%へと企業規模が大きくなるほどパートタイム比率は低下している。また、七五年以降の推移をみると、一〇〇人未満の規模の企業では、年々パートタイム比率が上昇しており、一〇〇〇人以上の規模の企業でも八三年にやや低下がみられるものの、七五年以降上昇傾向を示していることにはかわりがない。

パートタイム労働者の年齢別構成

一九八一年の「労働力調査特別調査」によって、パートタイム労働者の年齢別構成をみると(第27表)、男子の場合には五五歳以上の高齢者が半数を占めているのにたいして、女子の場合には三五～四四歳で四三・二%、四五～五四歳で二三・二%、二五～三四歳で二一・六%となり、中年層でパートタイム労働者が多くなっている。同じ「労働力調査特別調査」によって、女子パートタイム労働者の配偶関係をみると、パートタイム労働者の既婚率は八五・九%で正規従業員の既婚率(五一・七%)を大きく上回っている。このように、育児から手が離れた中年既婚女子が労働時間を比較的自由に選択できるパートタイムという雇用形態で就業している様子がうかがえよう。

パートタイム労働者の就業理由

この女子労働者がパートタイムという雇用形態で就業する入職理由を「雇用動向調査」(一九八三年)によってみると、もっとも多いのが「家計の補助」で五六・六%を占めている。ついで、「生活水準の向上」一六・二%、「主な生活収入」一〇・八%、「余暇の利用」九・八%となる。

また、女子パートタイム労働者の一般社員・正社員への雇用形態の変更希望の有無とその理由を労働省「第三次産業雇用実態調査」(一九七九年)によってみると(第28表)、「変わりたくない」という人が七八・一%と大半を占めている。この変わりたくない理由としてもっとも多いのは、「勤務時間帯の都合が悪くなるから」というもので六四・四%を占めている。「変りたい」という人は一七・四%で、その理由では「身分が安定しているから」(四六・六%)がもっとも多く、ついで多いのが「給与が高いから」(二七・一%)あり、また「責任ある仕事ができるから」(一〇・一%)という人も一割を占めている。

女子パートタイム労働者の労働条件

最後に、「賃金構造基本統計調査」によって、一九八三年の女子パートタイム労働者の労働条件をみてみよう(第29表)。全体の平均では、勤続年数三・六年、一ヵ月の実労働日数二二日、一日の所定内労働時間数六時間で一時間当たりの所定内給与額は五六〇円、年間賞与その他特別給与額は七万七五〇〇円となる。勤続年数は高齢層で六年近くになるが、一時間当たりの所定内給与額は三〇歳代で低くなっており、年齢や勤続との明確な関係はみられない。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
